

2014年11月25日

日本原子力発電(株)社長 濱田 康男 様

日本共産党茨城北部地区委員会
委員長 福田 明
日本共産党東海村委員会
村議会議員 大名美恵子
村議会議員 川崎 篤子

東海発電所解体により発生する低レベル放射性廃棄物 L3 の 自社敷地内埋設計画に関する申し入れ

9月24日、東海村議会に対し、東海発電所解体により発生する低レベル放射性廃棄物 L3 の自社敷地内埋設計画について説明がありました。

これを受けまして、日本学術会議の「高レベル放射性廃棄物の暫定保管に関する技術的検討」や、環境省が指定廃棄物の処分場設置に示した処分施設構造及び埋め立て方法などに照らし、原電の埋設計画について十分検討をした結果、地震や東電福島第一原発にみられるような地下水の挙動など考慮すれば、埋設処分は万一の場合廃棄物の状態を把握することは困難となり、放射性物質の拡散防止や復旧に大きな障害となることが予想されます。

施設の安全上及び後世への配慮として、埋設計画を改め当面「一時管理」の考え方に転換を求めるとともに、下記に提言いたしますのでご理解いただけますよう申し入れ致します。

記

1. 日本における原発政策は、放射性廃棄物の処理処分方法が未確立のまま推進されており、処理処分の実施は事業者責任になっています。増える一方の廃棄物対策については国の責任で行い、技術的確立のない中では、廃棄物が増える事業は中止すること。
2. 放射性廃棄物の管理計画については、住民合意基準を設け、十分な説明の上住民の合意を得ること。L3 廃棄物の単なる管理ではなく、地下水・大気・海水・人への影響が出る物質の管理であることから、綿密な安全性の確認を怠らないこと。
3. L3 廃棄物の濃度上限値だけでなく、実測値も公表すること。東海村議会説明資料中の未記載になっているニッケル 63、炭素 14、アルファ線を出す放射性物質、テクネチウム 99 についても測定し公表すること。
4. 廃棄物の分別方法を公表すること。分別後に L3 より上限値を超えたものが出た場合についての考え方を公表すること。
5. 管理施設の表面線量も公表すること。L3 廃棄物収納容器の鉄箱・フレキシブルコンテナ・プラスチックシートが、長期使用のための劣化により破損し、放射性物質が漏えいした場合、速やかに事実を公表し、早急な詰め替えを行うこと。
6. 管理に当たっては、場所が明確な表示等により、後世に渡って一目でその内容が分かるものとする。また、立ち入り確認ができる施設の構造及びその場所とすること。
7. 管理状況の確認は、一時保管の考え方により、一定期間ごとに保管状況を確認すること。
8. 管理は、雨水・海水等水対策、地震対策、突風・竜巻等風対策を十分行った遮断型構造による施設を整備し、管理すること。

以上

L3廃棄物の濃度上限値

⑫

法令上の濃度上限値*1 L1は、これを超える位の濃度 上限値は249倍低い。

放射性物質の種類	L2濃度上限値 (ベクレル/kg)*2	L3濃度上限値 (ベクレル/kg)*2	半減期(年)
コバルト60	1×10^{12}	1×10^7	5.3
セシウム137	1×10^{11}	1×10^5	30.1
ストロンチウム90	1×10^{10}	1×10^4	28.8
ニッケル63	1×10^{10}	—	100.1
炭素14	1×10^8	—	5,700.0
アルファ線を放出する放射性物質	1×10^7	—	432.6*3
テクネチウム99	1×10^6	—	211,100.0

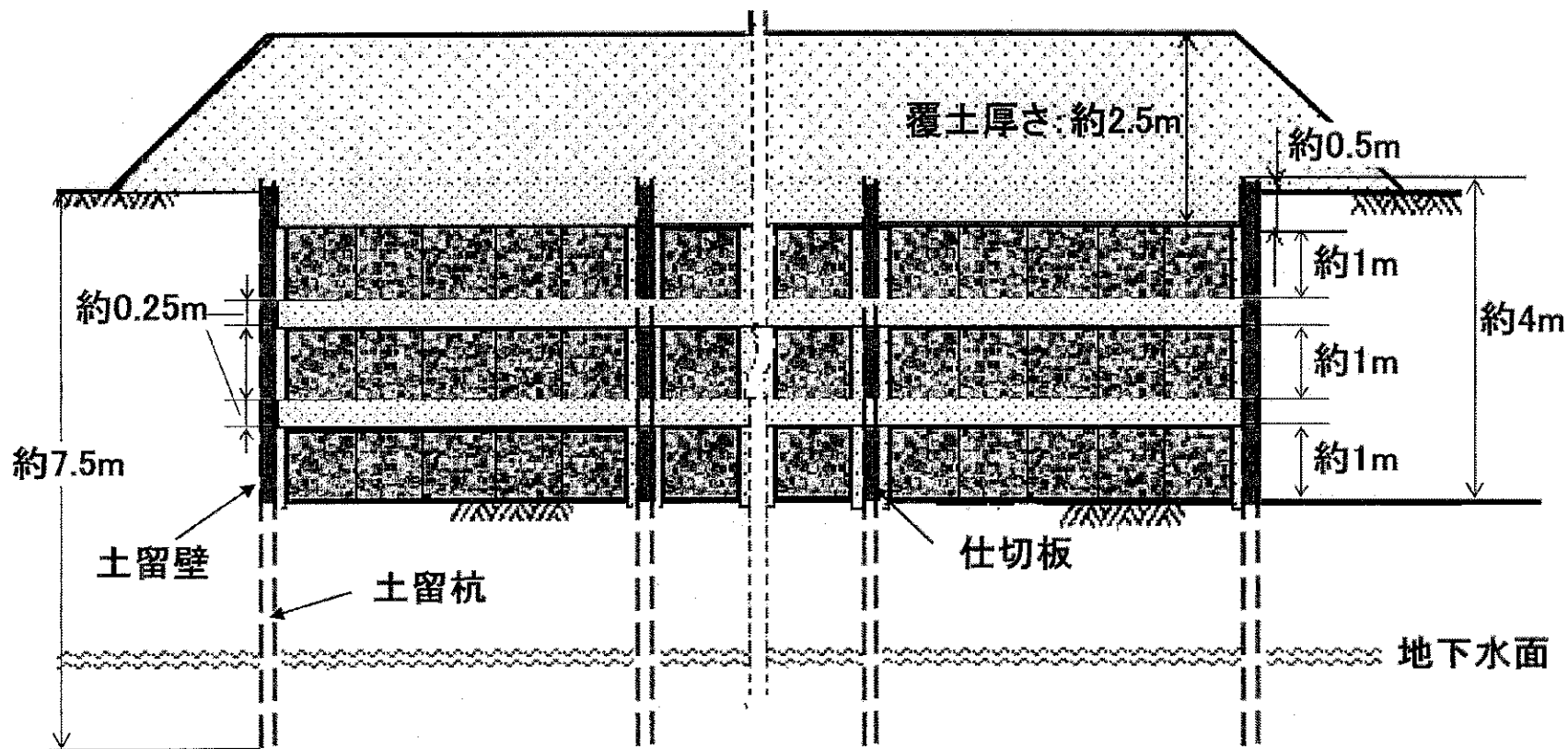
50年を1000に減
60年で1/2半減

- *1 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則
- *2 廃棄物1kg中に含まれる放射能(ベクレル)の上限値
- *3 代表核種としてアメリカシウム241の半減期を記載



L3埋設施設の断面図

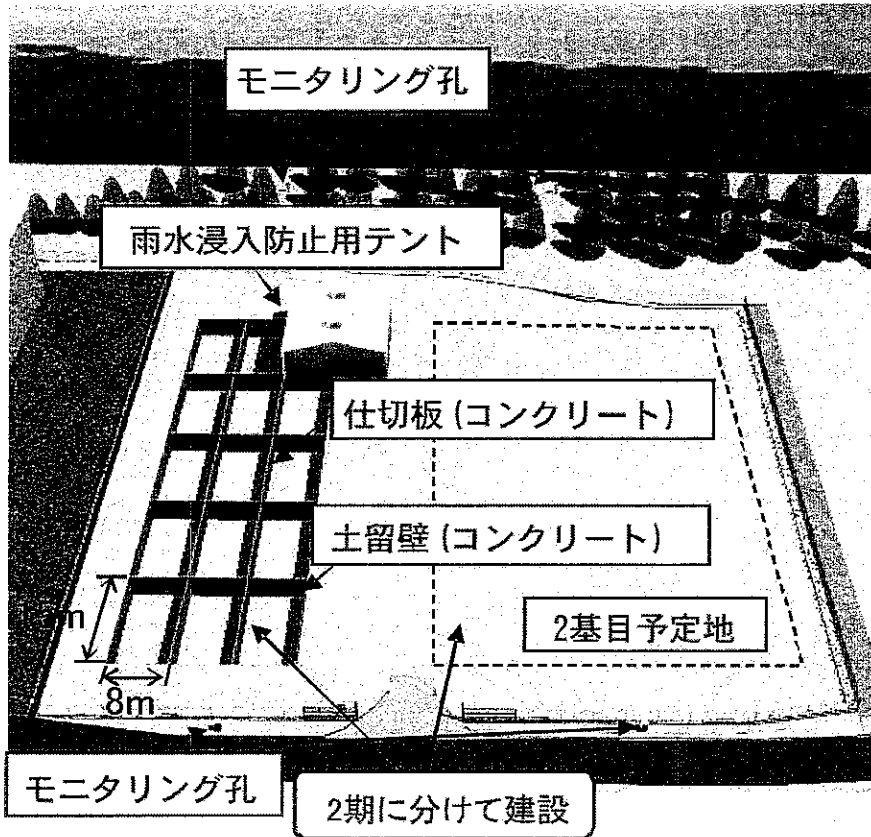
資料③



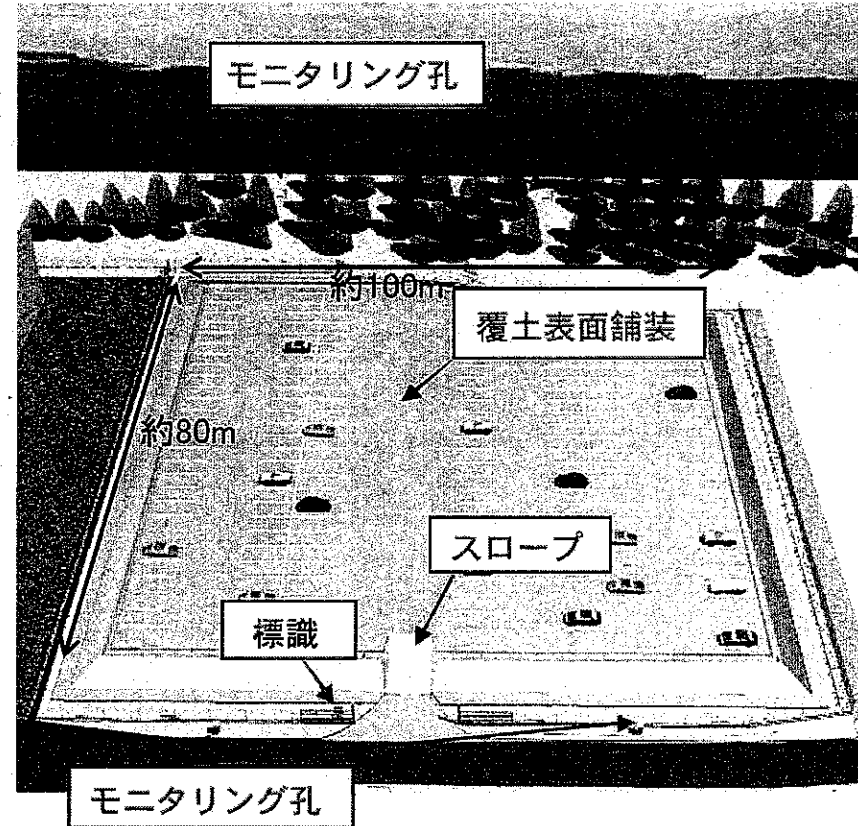
L3埋設施設の鳥瞰図



定置・覆土中



埋め戻し完了後(50年間管理)例えは埋葬場



● 15年第1回定例会・山中たい子議員の一般質問と知事答弁（2015年3月9日）

〈質問項目〉

5. 原子力行政について（答弁・知事）
- （1）東海第二原発の再稼働中止、廃炉
 - （2）東海発電所の放射性廃棄物処分

5. 原子力行政について

（2）東海発電所の放射性廃棄物処分について

次に、東海発電所の放射性廃棄物処分についてです。2月4日に、日本原電株式会社の原発関連施設を視察しました。2001年から廃止措置を進めている東海発電所は、高レベル廃棄物の処分方法や場所が決まらず、原子炉解体撤去に手が付けられません。原子炉以外の撤去で発生した低レベル放射性廃棄物2万6900トンのうち、濃度が一番低いL3廃棄物1万2300トンは敷地内に埋設する計画です。L3廃棄物は、8000Bq/kgを基準とする指定廃棄物とは比較にならない数万Bq/kgの廃棄物です。この放射性廃棄物を深さ5m程度の素掘りの穴に埋め立てて、最終処分にするに、住民が不安を持つのは当然です。

放射性廃棄物の処分は、地下水や大気、海水や人への影響が出る物質の管理であり、綿密な安全性の確認が必要です。

これ以上、核のゴミを増やさないために廃炉の決断が必要です。同時に、知事は国と事業者に対し、管理計画の抜本的見直し、放射性廃棄物の安全管理と適正処分を求めていくべきと考えますが、所見を伺います。

〔山中たい子議員にたいする橋本知事の答弁〕

●東海発電所の放射線廃棄物処分

次に、東海発電所の放射性廃棄物処分についてお答えいたします。

東海発電所の廃止措置に従って低レベル放射性廃棄物がたくさん発生してくるわけであり、そのうちのL3放射性廃棄物につきましては、東海発電所の解体により、今後、約一万二千トン発生するものと見込まれておりますが、日本原子力発電では、その種類に応じて、鉄製の箱やフレキシブルコンテナなどに収納した上で、敷地内に埋設する計画であり、安全性を評価した結果、周辺環境への影響が十分に小さいとの結果が得られたとして、これらの計画内容について、地元自治体にも説明をしてきたところであります。

実際の埋設の実施にあたりましては、原子炉等規制法に基づき、廃棄物埋設の事業の許可を取得する必要がありますことから、今後、国による審査の中で安全性等について確認がなされますとともに、建設段階において施設が技術基準に適合していることの確認、運用面に係る保安規定の許可、操業段階における保安検査など、その段階に応じて国が適切

に關与し、安全管理や適正処分についての確認がなされることとなっております。

日本原子力発電所の埋設計画につきましては、原子力安全協定の第五条に基づき県に対し、新增設等計画書が提出されることとなりますので、県といたしましても、同計画書が提出された段階で、その安全性等について、県原子力安全対策委員会等でしっかりと検証し、必要な対応を国や事業者に求めますとともに、地元の皆さんに十分説明するよう、日本原子力発電所に要請してまいりたいと考えております。

資料⑥-1

平成27年3月20日

日本共産党茨城北部地区委員会 殿
日本共産党東海村委員会 殿

日本原子力発電株式会社
常務取締役 茨城総合事務所長
山本直人

東海発電所解体により発生する低レベル放射性廃棄物L3の
自社敷地内埋設計画に関する申し入れ【ご回答】

題記について、「東海発電所解体により発生する低レベル放射性廃棄物L3の自社敷地内埋設計画に関する申し入れ」（平成26年11月25日付）につきまして、別添のとおり回答します。

以上

1. 日本における原発政策は、放射性廃棄物の処理処分方法が未確立のまま推進されており、処理処分の実施は事業者責任になっています。増える一方の廃棄物対策については国の責任で行い、技術的確立のない中では、廃棄物が増える事業は中止すること。

【ご回答】

東海発電所で計画しているL3廃棄物の処分については、国の「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則」及び「第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」により定められた規制基準に従って実施するものです。当社としては、放射性廃棄物の処理処分を含めた廃止措置を安全かつ着実に進めていきたいと考えております。

2. 放射性廃棄物の管理計画については、住民合意基準を設け、十分な説明の上住民の合意を得ること。L3廃棄物の単なる管理ではなく、地下水・大気・海水・人への影響が出る物質の管理であることから、綿密な安全性の確認を怠らないこと。

【ご回答】

当社は、L3埋設施設について、自然現象による影響の対策など、法令等に適合するよう設計するとともに、国の安全審査で安全性を確認いただきながら計画を進めていきます。また、住民の皆さまには、施設の概要や安全性等についてご理解をいただけるよう、パンフレット、チラシ、HP等により様々な情報提供を行ってまいります。

3. L3廃棄物の濃度上限値だけでなく、実測値も公表すること。東海村議会説明資料中の未記載になっているニッケル63、炭素14、アルファー線を放出する放射性物質、テクネチウム99についても測定し公表すること。

【ご回答】

ご指摘の東海村議会説明資料の中で、L3濃度上限値が未記載になっている放射性物質は、濃度上限値が法令で定められていないため、「—」と記載しております。

今後、埋設施設の安全性を確認する上で重要な放射性物質の種類を選定し、監視項目を設定したうえで、法令等に基づく監視・測定を実施していきます。

4. 廃棄物の分別方法を公表すること。分別後にL3より上限値を超えたものが出た場合についての考え方を公表すること。

【ご回答】

廃棄物は申請書に記載した放射性物質濃度に基づき分別し、事前に国の確認を受けた後にL3廃棄物を搬出、埋設します。このため、L3上限値を超える放射性廃棄物がL3廃棄物に混入することはないと考えます。

5. 管理施設の表面線量も公表すること。L3廃棄物収納容器の鉄箱・フレキシブルコンテナ・プラスチックシートが、長期使用のための劣化により破損し、放射性物質が漏えいした場合、速やかに事実を公表し、早急な詰め替えを行うこと。

【ご回答】

放射線の監視については、法令等に基づいて事業所及びその境界における放射性物質の濃度及び線量を監視してまいります。公表するデータの種類については、今後、関係箇所とご相談をしてまいります。

なお、L3廃棄物を容器に収納するのは、主に廃棄物を埋設地まで輸送・定置したりする際に放射性物質が環境中に飛散することを防止するためであり、埋設後に放射性物質を閉じ込めることを目的とするものではありません。従って、仮に埋設後に劣化により容器が破損しても安全上問題はなく、詰め替えは必要ありません。

6. 管理に当たっては、場所が明確な表示等により、後世に渡って一目でその内容が分かるものとする。また、立ち入り確認ができる施設の構造及びその場所とすること。

【ご回答】

L3廃棄物埋設施設としての管理が必要な期間においては、「埋設保全区域」を設定のうえ、廃棄物が埋設されていることが分かるよう標識等によって明示し、他の場所と区別して管理することを考えております。

7. 管理状況の確認は、一時保管の考え方により、一定期間ごとに保管状況を確認すること。

【ご回答】

L3廃棄物については、法令等に基づき埋設することとしております。

埋設終了後は、埋設地に「埋設保全区域」を設定し保全をするとともに、周辺への放射性物質の移行状況の監視を適切に実施いたします。

8. 管理は、雨水・海水等水対策、地震対策、突風・竜巻等風対策を十分行った遮断型構造による施設を整備し、管理すること。

【ご回答】

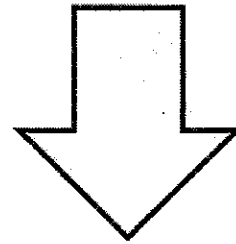
L3廃棄物埋設施設は、法令等に基づき、自然現象による影響への対策など安全対策を適切に反映した設計とし、国の安全審査でその安全性を確認いただきながら計画を進めていきます。

以上

本格調査の実施結果

2017
7

平成17年度～19年度にかけて、埋設施設候補地点を中心に41箇所の調査観測孔を設けて、地質及び地下水流動状況を詳細に把握する本格調査を実施



地下水は海へ流れており、地質・地盤も安定しており、十分な支持力を有していることから、埋設施設の設置に特に支障となるようなデータは見られなかった